

2 学校生活

(1) いじめ

【「奈良県立吉野高等学校・奈良南高等学校『いじめ防止基本方針』」策定の経緯】

「いじめ防止対策推進法」の施行

<平成25年9月28日>法律第71号

第11条～13条

「国の基本方針」、「地方いじめ防止基本方針」、「学校いじめ防止基本方針」の策定義務が明記されている。



「国」 文部科学省 「いじめ防止等のための基本的な方針」の策定

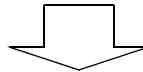
<平成25年10月11日>

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1340770.htm

<平成29年3月改訂>

「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」の策定

<平成29年3月>



「地方」 奈良県 「奈良県いじめ防止基本方針（仮称）」の策定

<平成26年6月予定>

森田洋司氏を座長に生徒指導支援室が事務局



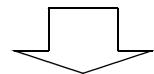
「奈良県いじめ防止基本方針」の策定

<平成28年3月30日第4回総合教育会議>



「奈良県いじめ防止基本方針」の改訂

<令和3年3月26日付>



「学校」 吉野高校 「奈良県立吉野高等学校『いじめ防止基本方針』」の策定

<平成26年5月> <平成31年9月改訂>

<令和2年3月改訂> <令和3年9月改訂>

<令和4年3月改訂>

奈良南高校 「奈良県立奈良南高等学校『いじめ防止基本方針』」の策定

<令和3年10月>

① いじめ防止等に関する基本的な考え方

ア いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（「いじめ防止対策推進法」より）

イ いじめの基本認識

- いじめは、どの生徒にも、どの学級にも、どの学校にも起こりうるものである。
- いじめは、人権侵害であり、人として許されない行為である。
- いじめは、大人・教員の見えないとこでおこなわれており、発見しにくい。けんかやふざけあいと見えるもののなかにもいじめがあると考え、いじめの認知にあたる必要がある。
- いじめは、その行為の態様により、暴行・恐喝・傷害・強要等の刑罰法規に抵触する。
- いじめは、教師の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題である
- いじめは、家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- いじめは、家庭・学校・地域社会など全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

ウ いじめの未然防止

いじめは、一部の生徒だけではなく、どの生徒も被害者にも加害者にもなり得る問題であり、すべての生徒を対象とした未然防止の取り組みを行う必要がある。

生徒一人一人が、心の通う人間関係を構築し、よき社会を構成する社会性のある大人に育つよう、社会総がかり、とりわけ本校においても継続的に取り組んでいかなくてはならない。

本校においては、「奈良県いじめ防止基本方針（令和3年3月奈良県）」及び「人権教育の推進についての基本方針（平成20年2月15日奈良県教育委員会）」をもとに、教育活動全体を通じて、すべての生徒に「いじめは人権を侵害する絶対に許されない悪質な行為」で犯罪につながることの理解を促し、人権尊重の精神の涵養を図る教育活動を計画的に推進させる。更に、生徒の豊かな情操や道徳心を培い、他者の存在と自分の存在を等しく認め、互いの人格を尊重し合える態度等、より良い人間関係を構築する能力を養うことが必要であり、本校において「いじめをしない」「いじめを許さない」集団づくりを進めることが重要である。また、いじめの背景にある要因に着目し、その改善を図るとともに、適切に対応できる力を育むことや、すべての生徒が安全を確保し、安心して登校できる環境をつくることが必要である。

エ いじめの早期発見

本校でいじめを認知した場合、いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を直ちに確保し、いじめたとされる生徒等に事実を確認した上で、適切に指導（被害者に寄り添い心のケアを行う等）し、組織的に対応する。また、いじめが疑われる場合も含めて、学校教育課に報告するとともに、いじめの態様に応じて関係機関との連携を迅速かつ適切に行う。そのため、本校が組織的な対応ができる体制を整備する。

なお、学校段階でのいじめの解決とは、当事者同士等による謝罪のみで終わるものではなく、関係生徒をはじめとする他の生徒との関係修復を経て、よりよい集団活動を取り戻したことを持って判断すべきであり、いじめを受けた生徒が、自己肯定感を回復することができるようしなければならないと考える。

オ 保護者の責務

家庭は、子どもの人格形成の根幹であり、また、家庭でいじめの気付き・発見等、いじめの問題の解決のために重要な役割を担っている。保護者は、子どもに他者を思いやる心や善悪を判断する力、正義感等を涵養し、いじめを許さない態度を育てなければならない。その支援として本校は保護者に対して、啓発を行うとともに、育友会と連携を図りいじめ防止等に、ともに取り組む必要があると考える。

カ 家庭・地域・本校との連携

本校は、育友会や地域の関係機関等の協力を得て、いじめ問題に関わる情報を共有する必要がある。そのために、日頃からよりよい協力関係を築いておく必要がある。また、家庭、地域、本校が組織的に連携・連動できる体制の整備に努める。

キ 関係機関等との連携

本校がいじめを行う生徒に対して教育上必要な指導を行っているにもかかわらず、十分な効果を上げることが困難な場合は、学校教育課に相談の上、警察、地方法務局、児童相談医療機関等と連携を図り、適切に対応する。

② いじめの未然防止

ア 規範意識の向上及び体験活動の充実

本校は、教育活動全体を通じて、生徒にかけがえのない自他の生命や人権を尊重する心と態度を醸成しなければならないと考える。その有効な手段の一つとして、文部科学省及び県教育委員会が作成する冊子資料を有効活用し、規範意識の向上、人権意識の向上及び道徳教育の充実を図る必要があると考える。また、ボランティア活動、異年齢集団での活動等、他者と深く関わる体験を重ねる取り組みを推進し、生徒に生命を大切にする心と他者を思いやる心を培い、より良い人間関係を構築する能力を身に付けさせる。

イ 人権意識の向上

本校は、教育活動全体を通じて人権尊重の視点に立ち、生徒一人ひとりが大切にされる学校づくりを進める必要があると考える。また、生徒に人権や人権擁護に関する知識を身に付けさせるとともに、自分の人権を守り、他者の人権を守ろうとする意欲、態度、実践力を育む人権教育の計画的な実施に努める。

ウ 生徒会活動等の活性化

生徒がホームルーム活動等で自分の意見や考えを述べ、交流したり、集団として合意形成したことを実行に移し、問題の解決と改善を図ることにより、生徒のコミュニケーション能力や自己有用感等が高まり、社会に参画する態度や自主的・実践的な態度を醸成する。教職員は、生徒が自らの力で問題を解決するための主体的な活動をあらゆる機会を通じて推進する。

エ インターネット等を通じて行われるいじめ等に対する指導

本校は、各教科の教科授業に加えて、外部の専門家等による情報モラルや情報リテラシーに関する学習機会を設定し、インターネット、スマートフォン、携帯電話等を利用する上での生徒の規範意識を向上させる。教職員は、あらゆる機会を通じてSNS等を含むインターネット上の不適切な書き込み等が重大な人権侵害行為で犯罪につながることがあることを事例を挙げながら指導する。また、家庭においては、利用の仕方を話し合い、利用の際のルールづくりを行うよう育友会とともに保護者への啓発に努める。

オ 指導方法の工夫改善

教職員は、生徒がもつ学力に対する自信のなさや不安、それに伴う消極的・否定的な態度等が学習意欲を低下させ、学校生活の不満感につながるという悪循環を生むだけでなく、生徒指導上の諸問題を引き起こす原因にもなっていることを自覚し、生徒に授業規律を徹底させるとともに、わかる喜びやできた達成感を与えられるよう、日頃から教材研究を重ね、指導方法の工夫改善に努める。

カ いじめ問題に対する教職員の意識向上

教職員は、自らの不適切な認識や言動がいじめを誘発・助長し、いじめの深刻化を招き得ることに最大限の注意を払わなければならない。また、体罰は法律で禁止されている犯罪行為であるという認識に立ち、いじめや暴力行為等の土壤を生む恐れがあることを理解し、不適切な指導等があった場合には互いに指摘しあえる職場の人間関係づくりと法令遵守に努め体罰禁止を徹底する。

キ 開かれた学校づくり

本校は、いじめ防止の取り組みについて、保護者へ理解を促すとともに、育友会と定期的に情報交換を行い、地域ネットワークや学校評議員制度を活用し、いじめ防止等のために家庭・地域が積極的に相互協力できる関係づくりを進める。

③ いじめの早期発見・早期対応

ア いじめアンケート等の実施

本校は、いじめアンケートや個人面談等を年度ごとに複数回実施し、いじめの早期発見に努める。また、教職員は「個人生活カード」等を活用し、日頃から生徒の実態を十分に把握し、迅速かつ組織的に対応する。

イ 教育相談体制の充実

本校は、生徒の悩み、保護者からの相談等、不安を的確に受け止めるため、定期的な面談の実施をはじめとして、いじめを訴えやすい環境を整え教育相談体制を充実させる。

ウ 教職員の研修

本校は、教職員がいじめの兆候を敏感に察知し、迅速かつ適切に対応する力を高めることを目的に研修を実施し、いじめ防止等について共通理解を図り、日頃から生徒を見守り、生徒・保護者との信頼関係を構築するとともに、生徒が示す変化や小さな兆候を見逃さないよう、意識を高く保ち、いじめの早期発見に努める。

エ いじめへの対処

○ 報告

教職員は生徒からいじめ相談を受けたり、いじめの兆候を察知したら、直ちに生徒指導部長・人権教育部長に報告する。報告を受けた生徒指導部長・人権教育部長は、管理職に報告するとともに不登校・いじめ等防止対策委員会を開き適切な措置をとる。

○ 事実関係の把握

本校は、いじめに関する通報を受けた場合や生徒がいじめを受けていると思われる場合、特定の教職員で抱え込むことなく、組織で対応するため、直ちに事実確認を行い、その結果を生徒指導支援室へ報告する。

○ 対応方針の決定

本校は、いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を最優先に確保し、事実確認によりいじめが認知された場合、いじめを行った生徒に対して、直ちにやめるよう指導し、自分の言動がいじめであることを認識させ、反省させる。また、いじめの再発防止のため、関係する学級に複数の教職員を配置し、登校時や休み時間の見守りを行い、必要に応じて関係生徒を別室で学習させるなど、いじめを受けた生徒が安心して学校生活を送ることができるような具体的方針を決定し、迅速に対応する。

なお、いじめを受けた生徒の保護者といじめを行った生徒の保護者に、速やかに事実関係や指導方針等を正確に伝え、保護者と学校が連携して適切に対処できるよう協力を求める。

オ 警察への連絡等

本校は、警察との連携が必要と認められるいじめの態様に対して、「学校と警察との連絡制度」に基づいて、相談及び連絡を入れるなど連携して対応する。

カ 児童相談所等との連携

本校は、いじめを受けた生徒の安全確保が必要な場合や、いじめを行った生徒に虐待等の家庭環境における課題が疑われる場合は、児童相談所や市町村の要保護児童対策地域協議会等と連携し、関係機関との情報交換を適切に行う。

キ インターネット等を通じて行われるいじめ等への対処

本校は、生徒がインターネット上に不適切な書き込み等を行っていると認知した場合、不適切な書き込みを確認し、関係生徒及び保護者に了解を取り、不適切な書き込み等があるプロバイダーに連絡し、削除要請を行う。

なお、不適切な書き込み等の内容が犯罪として判断される場合は、警察に相談し適切な対応を行う。

ク 懲戒の適切な運用

本校は、校長がいじめを行った生徒の性行の改善が見られないと判断した場合は、本校教育法施行規則第26条に基づく懲戒によって反省を求める。

④ いじめの解消について

ア いじめ解消の定義

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じておこなわれるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。学校いじめ対策組織においては、いじめが解消に

至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

(「いじめの防止等のための基本的な方針」令和3年3月最終改訂より)

これらの考え方を踏まえ、特に、以下の点にも留意しながら対応する。

いじめが解消したとみられる場合でも、いじめを受けた児童生徒の自尊感情が著しく低下したり、心的外傷によりP T S D（心的外傷後ストレス障害）傾向を示したりすることが考えられるので、引き続き、いじめを受けた児童生徒を十分観察し、場合によっては、医療機関や児童相談所等の関係機関とも連携し、心のケアや支援を行っていくこととする。

イ 継続的な指導と支援

いじめの問題への対応の仕方によっては、問題が複雑化・深層化してしまい、教職員からいじめが見えなくなる場合が予想される。また、解決したと思えてもいじめる対象が変わったり、立場が逆転したりする場合がある。

本校は、校内において定期的に情報交換を行い、生徒の人間関係を継続的に注視するとともに、教職員は、関係生徒の保護者と常に連絡を取り合い、家庭での様子や生徒の言動を継続的に把握することに努める。また、いじめを受けた生徒に対しては、継続的な心のケアに努め、自尊感情や自己肯定感を取り戻すことができるよう、授業、ホームルーム、クラブ活動等での活躍の場や、友人との関係づくりを支援する。更に、いじめを行った生徒に対しては、いじめの背景にある要因等を取り除けるよう支援するとともに、相手を思いやる心の育成や規範意識の向上に向けて粘り強く指導する。

⑤ 不登校・いじめ等防止対策委員会の設置

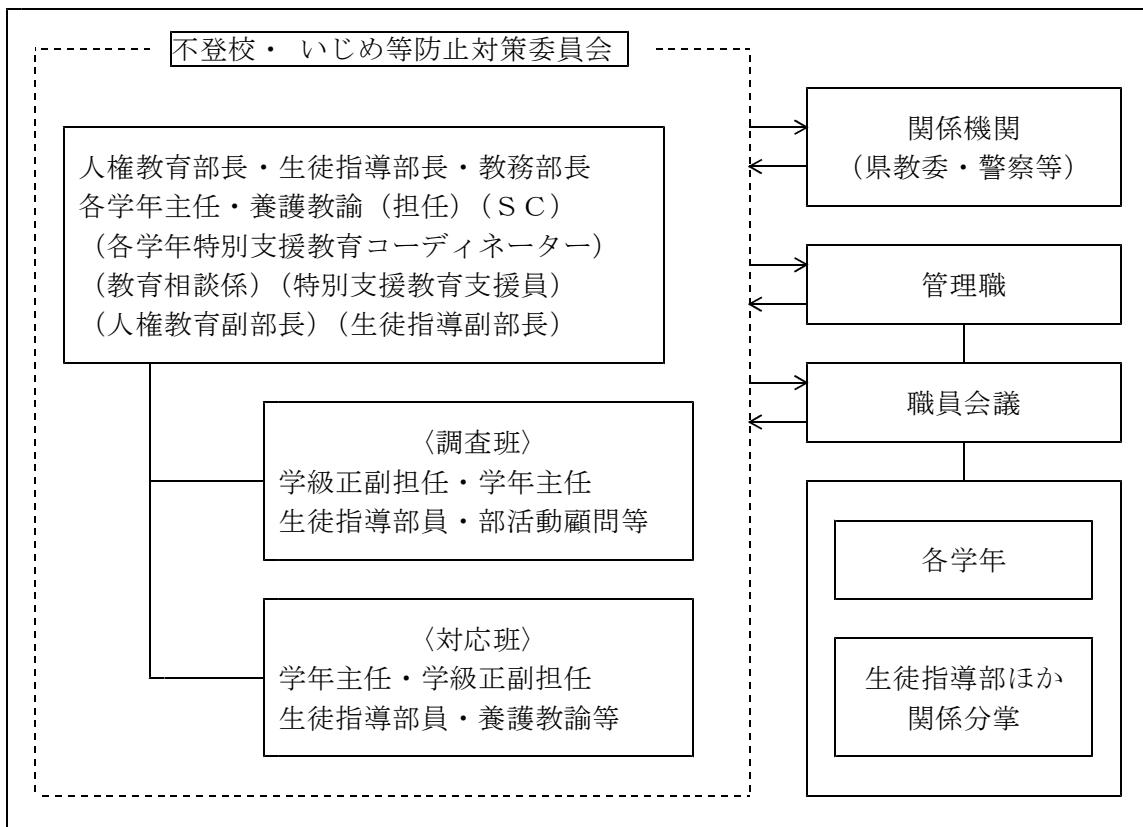
ア 位置付け

いじめの防止・早期発見・早期対応を実施するための中核組織として企画立案・調査・対応に当たる。

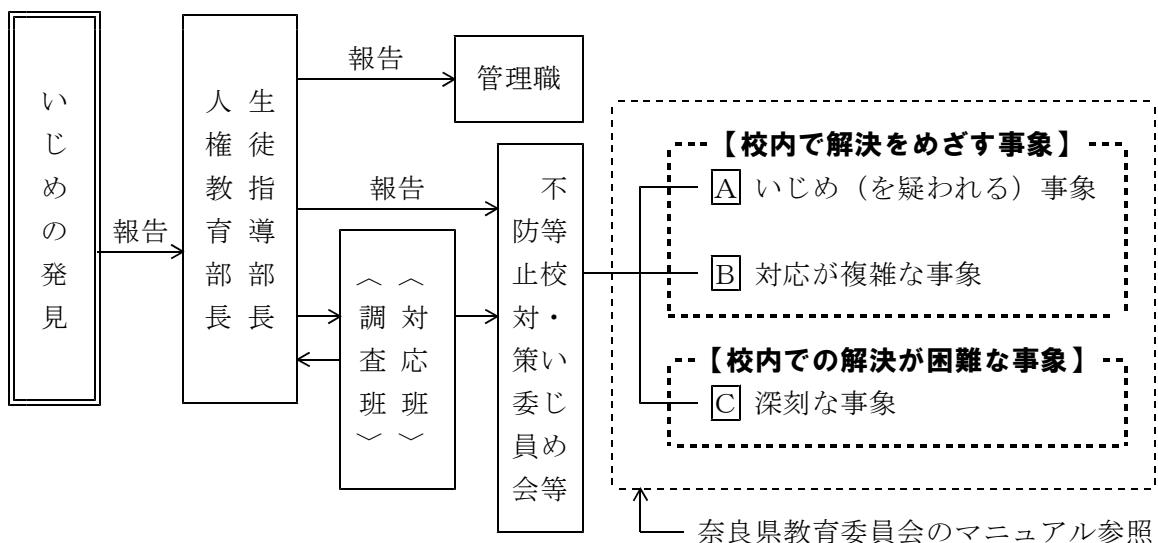
イ 構成

人権教育部長・生徒指導部長・教務部長・各学年主任・養護教諭・担任により構成する。事案に応じて、スクールカウンセラー・各学年特別支援教育コーディネーター・教育相談係等をメンバーに加えるなど、柔軟に編成するものとし、また、必要に応じて「調査班」「対応班」を関係職員により編成する。

ウ 組織図



エ いじめへの対応の流れ



⑥ 重大事態への対処

重大事態が生じた場合には、「いじめ防止対策推進法」に基づき、「いじめの防止等のための基本的な方針」及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成29年3月文部科学省）により適切に対応する。

「奈良県いじめ防止基本方針」の「第6 重大事態への対処」より（抜粋）

「いじめ防止対策推進法」より

（重大事態への対処）

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」より

（総合教育会議）

第1条の4 地方公共団体の長は、大綱の策定に関する協議及び次に掲げる事項についての協議並びにこれらに関する次項各号に掲げる構成員の事務の調整を行うため、総合教育会議を設けるものとする。

（一略）

二 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置

（2、3略）

4 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、地方公共団体の長に対し、協議すべき具体的な事項を示して、総合教育会議の招集を求めることができる。

（5略）

6 総合教育会議は、公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、この限りでない。

重大事態の例

- 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合
 - ・ 児童生徒が自死あるいは自殺を企図した場合
 - ・ 身体に重大な傷害を負った場合
 - ・ 金品等に重大な被害を被った場合
 - ・ 精神性の疾患を発症した場合
- 相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている場合
 - ・ 不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とするが、児童生徒が一定期間連

続して欠席しているような場合も、学校の設置者又は学校の判断で重大事態と認識する。

○ その他の場合

- ・ 児童生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった場合

1 重大事態の取扱い

重大事態が発生した場合は、学校又はその学校の設置者は、学校の下、あるいは学校設置者の下に組織を設け、適切な方法により、事実関係を明確にするために調査を実施する。この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他争訟等への対応を直接の目的とするものでないことは言うまでもなく、学校とその設置者が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものである。いじめ防止対策推進法28条の調査を実りあるものにするためには、学校の設置者及び学校自身が、たとえ不都合なことがあったとしても、事実にしっかりと向き合おうとする姿勢が重要で、学校又はその学校の設置者は、付属機関等に対して積極的に資料提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組まなければならない。

※ 重大事態に係る事実関係には、生徒の個人情報が多く含まれることから、教育委員会等の会議において重大事態を取り扱う場合には、会議を一部非公開となり、会議資料から個人情報を除いたりするなどの配慮が必要である。

2 学校又は学校の設置者（教育委員会及び学校法人）による調査

(1) 重大事態の発生と調査

ア 重大事態の報告

- 重大事態を認知した場合、直ちに発生の報告を行う。

　　・ 県立学校 → 県教育委員会 → 知事

イ 調査の主体

- 教育委員会（私立学校にあっては学校法人）は、学校からの報告を受けた際、学校又は教育委員会（私立学校にあっては学校又は学校法人）のうち、いずれをその事案の調査を行う主体とするか、どのような調査組織とするか判断する。

- 学校が主体となって調査を行う場合、教育委員会（私立学校にあっては学校法人）は、内容・方法・時期など必要な指導や人的措置等の適切な支援を行う。

- 教育委員会（私立学校にあっては学校法人）が主体となって調査を行う場合は、次のとおりである。

- ・ 学校主体の調査では、重大事態への対応及び同種の事態の発生の防止に、必ずしも十分な結果を得られないと判断する場合
- ・ 学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合

ウ 調査を行う組織

- 学校の調査組織、又は教育委員会や学校法人が設置した調査組織等において調査を行う。ただし、構成員に、調査対象となるいじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者がいた場合、その者を除き、新たに適切な専門家を加えるなど、公平性・中立性を確保するように努める。

なお、県教育委員会が調査の主体となる場合は、第2の(2)で規定した「奈良県いじめ対策委員会」をその調査組織とする。

エ 事実関係を明確にするための調査の実施

- 重大事態に至る要因となつたいじめ行為が、
 - ・ いつ頃から
 - ・ 誰から行われ
 - ・ どのような様態であったか
 - ・ いじめを生んだ背景事情
 - ・ 生徒の人間関係にどのような問題があったか
 - ・ 学校、教職員、保護者がどのように対応したか
- ※ 事実関係を可能な限り網羅的に明確にする。
- ※ 調査の際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。また、調査そのものが二次被害を生まないように最大限配慮する。
- ※ 質問紙調査に先立ち、調査結果については、いじめられた児童生徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭に置き、調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置が必要である。

(2) 調査結果の報告及び提供

ア 調査結果の速やかな報告

- 学校において発生した重大事態の調査結果及びその後の対応方針について、教育委員会会議等において議題として諮った上で、知事に報告・説明する。
- ※ 重大事態に係る事実関係には、生徒の個人情報が多く含まれることから、教育委員会等の会議において重大事態を取り扱う場合には、会議を一部非公開としたり、会議資料から個人情報を除いたりするなどの配慮が必要である。
- 調査結果の報告先
 - ・ 県立学校 → 県教育委員会 → 知事

イ いじめを受けた生徒及び保護者に対する情報提供

- 学校又は学校の設置者（教育委員会及び学校法人）は、いじめを受けた生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた生徒やその保護者に対して説明する。
- ※ 情報提供の際、他の生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮する。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならない。

(3) 調査結果を踏まえた対応

ア 加害生徒に対する指導

- 調査結果において、いじめが認定されている場合、加害生徒に対して、個別に指導を行い、いじめの非に気付かせ、被害生徒への謝罪の気持ちを醸成させるようとする。加害生徒に対する指導等を行う場合は、その保護者に協力を求めながら行う必要がある。

イ 調査結果を踏まえた再発防止

- 学校又はその学校の設置者におけるいじめ事案への対応において、法律や基

本方針等に照らして、重大な過失等が指摘されている場合、教職員に対する聴き取りを行った上で客観的に事実関係を把握し、再発防止に努める。

3 調査結果の報告を受けた知事等による再調査及び措置

(1) 再調査

- 重大事態の報告を受けた知事または市町村長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、報告結果について再調査を行うことができる。
- 再調査を行う機関は、公平性・中立性を確保するため、事前に職能団体や大学、学会等からの推薦等により委嘱された弁護士、医師、学識経験者、心理や福祉の専門家等で構成する。
- 再調査を行う際には、当該調査の公平性や中立性を図るために、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者ではない者（第三者）を、事案に応じて上記の専門家等から選任する。
- いじめを受けた生徒及びその保護者に対して、適時・適切な方法で、調査の進捗状況等及び調査結果を説明する。

(2) 再調査の結果を踏まえた措置等

- 県立学校について再調査を行ったとき、その結果を議会に報告する。
- 再調査の結果を踏まえ、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生防止のために必要な措置を講ずる。

4 調査結果の公表

いじめの重大事態に関する調査結果の公表については、事案の内容や重大性、いじめを受けた生徒やその保護者の意向、公表した場合の生徒への影響等を総合的に勘案して、適切に判断する。公表する場合、いじめを受けた生徒・保護者及び、いじめを行った生徒・保護者に対して、公表の方針を説明し、公表の方法及び内容を確認する。

⑦ その他

ア いじめ防止強化月間の設定

- 毎年12月を「いじめ防止強化月間」と定め、いじめに関する取組を集中的に行うことにより、いじめの未然防止及び早期発見・早期対応を推進するとともに、年度内のいじめの解消に向けて、いじめ防止対策を一層強化する。
- 主に、いじめアンケートの実施、いじめ対策会議の開催、保護者面談等の実施、未解消事案の追跡、生徒会による啓発活動、研修会への参加などに取り組む。

イ いじめ防止基本方針の見直し

本校のいじめ防止基本方針は、国の動向や県の実情に合わせて、概ね3年で必要な見直し等を行うものとする。